

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

大阪府知事 吉村 洋文

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

交野市星田駅北土地区画整理事業11街区1画地ほか
(仮称) 交野星田パーク

2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日

令和4年7月13日（令和4年大阪府告示第942号）

3 交野市の意見の概要

- (1) 駐車場及び駐輪場の収容台数について、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針に基づく収容台数を確保すること。
- (2) 星田中央線と星田北線の交差点については、今後の交差点対策が決定するまでの間、安全対策について、交通管理者（警察）及び道路管理者（市役所）と協議の上、対応すること。
- (3) 災害時における防災対策への協力の要請があった場合は、必要な協力をを行うように努めること。
- (4) 今後住宅開発が進み、周辺道路が通学路に指定された場合は、交通整理員を配置するなど歩行者等の安全の確保に努めること。
- (5) 騒音の発生源となりうる施設設置や駐車場からの騒音については、周辺の生活環境に悪影響を与えることがないよう配慮すること。
- (6) 荷さばき作業及び廃棄物の収集作業に伴う騒音について、深夜及び早朝における作業を避けるなど配慮するとともに、作業場所及び施設構造についても遮音・防音等について配慮すること。
- (7) 不要なアイドリング禁止の周知等、アイドリング規制や商業宣伝のため拡声器を使用する場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守すること。
- (8) 特定施設や届出施設を設置する場合は、必要な手続を行うこと。
- (9) 騒音規制法に基づく規制基準を遵守すること。
- (10) 防犯カメラや照明の設置等、防犯対策を検討すること。
- (11) 児童や地域の方への安全確保や通路等へのごみが放置されないよう警備等に配慮すること。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和4年11月29日から令和5年1月4日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
交野市私部一丁目 1 番 1 号
交野市総務部地域振興課